

令和7年度 学生実習募集要項

(社会福祉士・介護福祉士・公認心理師)

目 次

I 実習の受入れについて

II 申込について

- 1 申込手順
- 2 受入れ可能期間
- 3 実習希望受付
- 4 実習受入れ人数
- 5 実習時間
- 6 受入れの決定

III 受入れ決定後の手続き等について

- 1 依頼文
- 2 新型コロナウイルス感染防止対策・健康管理
- 3 感染症
- 4 プライバシーの保護
- 5 実習生名簿及び個人票（実習生個人プロフィール）
- 6 事前オリエンテーション
- 7 実習カリキュラム
- 8 実習費
- 9 実習記録及び実習評価
- 10 その他

大阪府立障がい者自立センター 自立支援課

I 実習の受入れについて

当センターでは、脳血管障がいや脳性まひの方をはじめ、高次脳機能障がいや脊髄損傷の方などを対象に、地域生活へ向けた社会生活力の向上を目的とした生活リハビリテーションに取り組んでいます。

実習では、各専門分野及び実習担当職員の指導を受けながら、施設利用者への支援プログラムに参加していただきます。

実習を通して障がいに関する基本的な知識、施設の機能・社会的役割、援助技術、さらには福祉専門職の視点やあり方等について学習し、考えを深めていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、法上の位置づけが5類へと移行しましたが、当センターでは感染症対策を継続しています。施設内において、感染が発生した場合等には、施設長による「実習の継続不可」等の判断により、Ⅱの6の決定後又は実習開始後であっても、実習を延期又は中止する場合があります。あらかじめ、ご了解の上、お申込みください。

【 受入れ実習種別 】

- ① 相談援助実習（社会福祉士）
- ② 介護実習（介護福祉士） 実習施設・事業等（Ⅰ）
- ③ 心理実践実習（公認心理師）

なお、当センターには介護福祉士実習指導者講習会を受講した職員はおりませんので、実習施設・事業等（Ⅰ）のみの受入れとなります。ご了承ください。

Ⅱ 申込について

1 申込手順

- ① 実習希望票（様式 1）に必要事項を記入してください。（記入例を参照）
- ② 希望期間を第 2 希望までお書きください。（第 2 希望の記載のない場合、抽選で落選した場合の調整はできない場合がありますので、あらかじめご了承ください）
- ③ 記載事項を再度確認して、提出してください。（郵送または直接持参してください）

2 受入れ可能期間

- ① 第1期：令和7年 8月 4日（月） ～ 9月 5日（金） 最大24日間
- ② 第2期：令和7年11月10日（月） ～ 12月12日（金） 最大24日間
- ③ 第3期：令和8年 2月 2日（月） ～ 2月27日（金） 最大18日間

3 実習希望受付

- ・実習希望票の提出締切日は、令和7年2月14日（金）必着です。
- ・同一期間に希望校多数の場合は、抽選とさせていただきます。
- ・抽選を行う場合は、連絡させていただきます。
- ・受入れ可否は、令和7年2月末日までにお知らせします。
- ※ 実習生名の記載がないものについては、受理できませんのでご注意ください。
- ※ 実習期間については、余裕をもって設定してください。後日の追加実習は、お受けできない場合があります。
- ※ 実習受入れに余裕がある場合は、提出締め切り後で対応可能な場合がありますのでお問い合わせください。

4 実習受入れ人数

- ・各学校 2 名以内、1 期間あたり 1 校。

5 実習時間

- ・原則として、月曜日から金曜日（祝日を除く）の 9:00～17:30（日勤時間帯）とします。

6 受入れの決定

- ・受入れ決定校へは、決定通知を送付します。

Ⅲ 受入れ決定後の手続き等について

1 依頼文

- ・依頼文は、実習開始の 1～2 ヶ月前に送付してください。

2 新型コロナウイルス感染防止対策・健康管理

- ・「新型コロナウイルス感染防止のための留意点について」（資料 1）に基づき健康管理に留意してください。

3 感染症

- ・実習生には、当センターで把握している入所者の感染症等についての情報を必要に応じて伝えますので、実習中は十分に気をつけて行動してください。なお、プライバシーに関わりますので、その扱いには十分な配慮をお願いします。
- ・学校においても、事前オリエンテーションなどで学生に注意を促してください。

4 プライバシーの保護

- ・実習生の個人情報については、管理の徹底に努めます。また、収集した個人情報は、本実習のみに利用し、他の目的に利用しません。
- ・入所者のプライバシー保護については、各学校においても「名前の記入の際にはアルファベット（A、B、C 等）を使用する」などを徹底してください。

5 実習生名簿及び個人票（実習生個人プロフィール）

- ・実習生名簿については、センターの様式（様式 2）を使用していただき、個人票の表紙として添付してください。（記入例を参照）
- ・個人票については、学校の様式がない場合、センターの様式（様式 3）を使用してください。
- ・「テーマ・課題」欄は必ず設け、記入してください。（別紙でも構いません）

6 事前オリエンテーション

- ・事前オリエンテーションの日程は、実習担当者と調整していただきます。
- ・実習生は、実習の始まる 1 ヶ月前までに実習担当者に電話で連絡し、来所日を調整してください。
- ・事前オリエンテーション時に「施設実習にあたって」（資料 2）を配付します。実習が始まるまでに必ず通読するよう、学校からのご指導をお願いします。

7 実習カリキュラム

- ・施設利用者のプログラムを基本とし、実習カリキュラムを作成しています。

8 実習費

- 当センターの規定に基づき、お支払いください。(1500 円／1 日・1 名)
- 納入については、実習終了後に別途発行する納入通知書により支払いをお願いします。
- 行事及び外出等の支援プログラムにかかる経費については、実費負担となります。
- なお、行事及び外出等の支援プログラムについては、事前に実習生及び学校の下承が得られた方のみの実施とし、当センターの責に帰すべき場合を除き、危機管理についても自己責任とします。

9 実習記録及び実習評価

- 実習記録、実習評価表及び出欠表等は、実習終了後 1 ヶ月を目途に学校へ直接送付します。
- 但し、実習生からの申し出により先に実習記録の返却を要する場合は、その限りではありません。

10 その他

- 項目 1～9 に記載している依頼事項が守られない、学校側の指導が不適切、学生の態度が悪いなどの場合は、実習を中止させていただくことがあります。また、次年度以降の実習受入れについても、見直しをさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 連絡及びお問い合わせは、下記の連絡先へお願いします。

【連絡及びお問合せ先】

大阪府立障がい者自立センター

自立支援課 実習担当者 はきはら いしい たにぐち
萩原、石井、谷口

住所：〒558-0001
大阪市住吉区大領 3 丁目 2 番 36 号

電話：06-6692-2971

新型コロナウイルス感染防止のための留意点について

大阪府立障がい者自立センター

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが5類へと移行しましたが、施設はクラスターの発生しやすい環境であることから、継続的に感染防止対策を行っていく必要があります。研修・実習につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記についてご理解・ご協力いただくことを前提として、研修生、実習生の受け入れをさせていただきます。

記

- 継続的に施設に通うことになる実習生は、実習開始 2 週間前より、各自別途配布する健康管理シートに記入し、日々の体調管理を習慣化してください。実習中も、引き続き健康管理シートに記入しながら体調管理に万全を期し、感染リスクが高いとされている場所への出入りや、感染リスクにつながるような行動は控えてください。
- 研修・実習当日は、自宅を出る前に検温、および健康の自己チェックを行い、発熱（概ね 37.0℃以上）、風邪症状、味覚・嗅覚の異常等の体調不良がある場合は、当センターに電話連絡の上、その日の研修・実習への参加を中止してください。
- 施設内に入る際にも、再度検温を実施していただきます。その際、発熱（概ね 37.0℃以上）や風邪症状、味覚・嗅覚の異常等がある場合は、その日の実習は中止し、直ちに帰宅いただきます。研修・実習中に体調が悪くなった場合も同様の対応をさせていただきます。
- 施設とご自宅の往復の途上、および施設内では、常時マスクを着用してください。
- 施設に入る際には必ず、手洗い・手指消毒をお願いします。施設内でも、こまめに手洗い・手指消毒をお願いします。（アルコール禁忌の方については手洗いのみで可）
- 当センター関係者に新型コロナウイルスの感染や疑いが生じた場合、実習を中止させていただく場合があります。
- 休憩時間は部屋の換気をおこない、他者と適度な身体的距離を保ち、マスクをはずした状態での会話はお控えください。
- 体調不良等で研修・実習が受けられない場合には、改めて日程の調整を行いますので、正直に健康状態の申告をおこなってください。

施設実習にあたって

大阪府立障がい者自立センター自立支援課

当センターでは、脳血管障がいや事故等で高次脳機能障がいや脊髄損傷、片麻痺などの身体障がいのある方を対象に、地域生活へ向けた社会生活力の向上を目的とした生活リハビリテーションに取り組んでいます。

今回の実習では、実習担当職員の指導を受けながら、施設利用者への支援プログラムに参加していただきます。

実習を通して障がいに関する基本的な知識、施設の機能・社会的役割、援助技術、さらには福祉専門職の視点やあり方等について学び、考えを深めていただきたいと思います。

実りある実習となるよう以下の諸点に留意し、実習に臨んでください。

(1) 守秘義務の厳守

実習生の皆さんにも、職員と同様に「守秘義務」が課されます。実習で知り得た施設利用者等に関する情報は、自分の家族を含め、他者に漏らさないでください。

実習記録等へ記入する際にも、氏名、住所等、個人を特定できる可能性のある情報はアルファベット（A、B、C等）表記等で記入し、プライバシーの保護に努めてください。

施設内外での写真及び動画の撮影や、実習に関する内容のSNS等への投稿は禁止します。

また、実習終了後、実習に関連する内容の発表等行う場合は、事前に発表予定原稿等を当センター所長宛に提出し、了承を得てください。

(2) 実習態度

良識ある態度で実習に臨んでください。特に以下の点に留意してください。

- ・ 常に課題意識を持ち、実習プログラムに積極的に参加してください。
- ・ 実習プログラムの進行について担当職員の指示に従い、その指導のもとで実習を進めてください。
- ・ 当日の実習予定及び場所については十分確認してください。
- ・ 疑問点や質問事項は職員に積極的に投げ掛け、解決してください。
- ・ 利用者に対しては良識ある態度で接し、決して呼び捨てにすることなどないようにしてください。
- ・ 利用者と接する中で、どう対応してよいかわからない場合、自分の判断のみで対応せず、職員に相談し、指示を受けてください。
- ・ 利用者とメールアドレスや電話番号、住所の交換、写真撮影など私的な関わりはしないでください。
- ・ 特定の利用者に偏って接するようなことは避けてください。

(3) 実習時間

原則として、9:00～17:30（休憩時間は、12:15～12:45）

- ・ 開始時刻には準備が整っているよう、余裕を持って来てください。
- ・ 実習終了後は速やかに帰宅してください。
- ・ 実習終了後も施設内に残る必要がある場合は、理由・目的を申し出て、担当職員の許可を受けてください。

(4) 実習のための通所方法

- ・ 公共交通機関の利用を原則とします。事情により、その他の方法が必要な場合は事前に申し出るとともに学校の許可を得てください。
- ・ 通所途上の事故等については、自己責任となりますので、十分に気をつけてください。

- ・ 通所途上に、事故や災害、体調不良、公共交通機関の遅延等あり、所定の時間に到着できないときは、必ず連絡を入れ、状況を施設に伝えてください。
- (5) 出欠表について
- ・ 所定の場所に出欠表を置きますので、実習で来所することに、捺印およびサインをしてください。
 - ・ 欠席、遅刻、早退などの事態が生じた場合は、速やかに申し出てください。また、学校にも連絡を入れてください。（(4) 及び (8) の記載内容も参照してください）
- (6) 服装
- ・ 活動しやすい服や靴を着用してください。
 - ・ 更衣をする際は所定のロッカールームを使用してください。
 - ・ 上履きを用意する必要はありません。
- (7) 健康管理・保健衛生
- ・ 実習期間中は体調管理に十分心がけてください。（下記 (8) も参照ください）
- (8) 新型コロナウイルス感染拡大防止
- ・ 実習開始 2 週間前より各自別途配布する健康管理シートに記入し、体調管理を習慣づけてください。
 - ・ 実習中も、引き続き健康管理シートに記入しながら体調管理に万全を期し、感染リスクが高いとされている場所への出入りや、感染リスクにつながるような行動は控えてください。
 - ・ 実習当日は、自宅を出る前に検温、および健康の自己チェックを行い、発熱（概ね 37.0℃ 以上）、風邪症状、味覚・嗅覚の異常等の体調不良がある場合は、当センターに電話連絡の上、その日の実習への参加を中止してください。
 - ・ 施設内に入る際にも、再度検温を実施します。その際、発熱（概ね 37.0℃ 以上）や風邪症状、味覚・嗅覚の異常等がある場合は、その日の実習は中止し、直ちに帰宅していただきます。実習中に体調が悪くなった場合も同様の対応をさせていただきます。
 - ・ 施設とご自宅の往復の途上、および施設内では、常時マスクを着用してください。
 - ・ 施設に立ち入る際には必ず、手洗い・手指消毒をお願いします。施設内でも、こまめに手洗い・手指消毒をお願いします。（アルコール禁忌の方については手洗いのみで可）
 - ・ 当センター関係者に新型コロナウイルスの感染や疑いが生じた場合、その時点で実習を中止する場合があります。
 - ・ 体調不良等で実習が受けられない場合には、別日の調整を学校側とおこないますので、心配せず、正直に健康状態の申告をしてください。
- (9) その他
- ・ 決められた場所・指示された場所以外には許可なく出入りしないでください。
 - ・ 利用者への接し方等に不適切な状況があると判断される場合、また、実習目的に著しく反する行為、不適切な行動があった場合は実習を中止することがあります。
 - ・ 実習終了後、ボランティアとして活動することを希望される方は、実習担当職員を通じて、自立支援課ボランティア担当者へ連絡してください。